

# 岡山大学産学官融合センター研究協力会規約

平成7年9月22日  
改正 平成18年 7月12日  
平成19年 6月13日  
平成27年 6月16日

(名称)

第1条 本会は岡山大学産学官融合センター研究協力会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を岡山大学産学官融合センターに置く。

2 事務局には必要に応じ事務長を置く。

(目的)

第3条 本会は、岡山大学産学官融合センターと、主として地域に於ける産業界との密接な連繋協力によって、創造的技術・商品開発技術の向上を図り、個性豊かな地域産業を活性化、高度化することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 共同研究，研究協力の推進
- 二 産・官・学の交流促進
- 三 産業界の技術向上に関する援助及び推進
- 四 講習会，セミナー等による技術者教育の実施
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会員)

第6条 本会は、本会の事業に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 若干名
- 三 理 事 40名以上50名程度
- 四 庶務理事 2名
- 五 監 事 2名

2 理事の内1名を会長とする他、若干名の副会長及び2名の庶務理事を置く。

3 理事、監事は総会で選任し、会長、副会長は理事の互選とする。

4 理事は本会の業務の処理にあたる。

5 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。任期満了の場合においては後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。なお、補充選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

6 役員が任期途中で交代する場合、後任者は前任者の残任期間について総会で選任されたものとみなして直ちに役員に就任することができる。但し、直近の総会においてその旨を報告しなければならない。

(役員職務)

第8条 理事は理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

2 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 庶務理事は、会長、副会長の命を受け庶務を掌る。
- 5 監事は本会の会計を監査する。

(顧問・参与)

第9条 本会には顧問，参与を置く。

- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委属する。
- 3 顧問及び参与は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会と理事会とする。総会は会員をもって構成し、理事会は理事、監事をもって構成する。

(総会)

第11条 総会は年1回とし、会長がこれを招集し議長となる。

- 2 総会では、次のことを行う。
  - 一 事業、会計の報告及び承認
  - 二 役員の改選
  - 三 規約の変更
  - 四 その他の必要事項

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じて会長が召集し議長となる。

- 2 理事会は事業を企画し、これを執行する。

(分科会)

第13条 本会には分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営については理事会で定める。

(経費)

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 年会費は50,000円とする。なお、既納の会費は退会、その他の理由によって返戻しない。

(入会・退会)

第16条 入会及び退会は本会事務局に書面により届け出なければならない。

(その他)

第17条 この規約に定めるものの他に必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この規約は平成7年9月22日から実施する。
- 2 設立当初の事業年度は第5条の規定にかかわらず、平成8年3月31日とする。
- 3 設立当初の役員の任期は第7条5項の規定にかかわらず、平成9年3月31日とする。

附 則

この規約は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月16日から施行する。